

「学会賞」に関する規約

国際ビジネスコミュニケーション学会

本規約は、国際ビジネスコミュニケーション学会賞（以下「本賞」という）の目的ならびに区分、受賞資格および選考、授与等に関する手続きの細目を定めるものである。

第1章（目的）

本賞は、当学会員の優れた研究活動を奨励し、国際ビジネスコミュニケーション研究ならびに当学会の発展に資することを目的として制定される。

第2章（区分）

本賞は以下の三賞に区分する。ただし、各賞に該当する論文、出版物等が無い場合は、授与を見合わせることを妨げない。

（1）国際ビジネスコミュニケーション学会賞

国際ビジネスコミュニケーション研究に関する優れた論文や出版物等に対して授与される。

（2）国際ビジネスコミュニケーション学会奨励賞

学会賞に準じた国際ビジネスコミュニケーション研究に関する優れた論文や出版物等に対して授与される。

（3）国際ビジネスコミュニケーション学会新人賞

当該年度で40歳未満もしくは入会后5年以内の学会員によって執筆された優れた論文や出版物等に対して授与される。

第3章（応募資格）

すべての学会員（新人賞は、年齢または入会年数期限を満たすこと）は、会員区分にかかわらず本賞の応募資格を有する。なお、新人賞を一度受賞した会員は、それ以降新人賞に応募することはできない。

また、他の賞に応募している論文・著書等は審査対象外とする。

2 応募期間は、毎年4月1日から4月30日とする。応募できる期限は、当該年度の4月30日をもって、論文や著作物が発表されてから2年以内とする。

第4章（選考委員会）

理事長は、本賞の選考のために会員等の中から適格者複数名を選んで選考委員会を設置する。

第5章（選考手続き）

選考委員会は、選考委員長を互選により選出し、応募された論文や著作物等の審査を行い、その結果を理事会に上程し理事会の承認を得る。

第6章（発表・表彰・掲載・副賞）

理事長は、全国大会において前年度の本賞各賞の選考経過と選考理由を付して結果を発表し、受賞者に賞状および記念品などの副賞を授与する。

2 本賞各賞の受賞論文や著作物等については、当学会の研究年報およびウェブサイトに掲載する。

第7章（改廃）

本規約の改廃は、理事会の承認を得て理事長が行う。

以上